

東京都公報

発行
東京都

目次

- 都市計画事業の認可(三件)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- 環境局環境改善部化学物質対策課……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
- 都道(首都高速道路)の区域変更……………六
- 建設局道路管理部路政課……………六
- 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による適正化区域及び重点適正化区域の指定……………八
- 建設局河川部指導調整課……………八
- 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定……………(同)……………一〇
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………(港湾局港湾経営部経営課)……………一〇
- 都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………(総務局行政部振興企画課)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………

告示

：(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………四

東京都告示第百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画ごみ焼却場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 柳泉園組合
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画ごみ焼却場事業第一号柳泉園組合ごみ焼却場事業
 - 三 事業施行期間 平成三十年二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
 - 四 事業地 取用の部分 東村山市恩多町一丁目及び東久留米市下里四丁目各地方
- 使用の部分 なし

東京都告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画ごみ処理場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十五日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画ごみ処理場事業第一号ごみ処理場多摩市資源化センター事業
 - 三 事業施行期間 平成三十年二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
 - 四 事業地 取用の部分 多摩市諏訪六丁目地内
- 使用の部分 なし

東京都告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画ごみ焼却場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小平・村山・大和衛生組合
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画ごみ焼却場事業第一号小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場事業
 - 三 事業施行期間 平成三十年二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
 - 四 事業地 取用の部分 小平市中島町地内
- 使用の部分 小平市中島町地内

●東京都告示第百五十八号

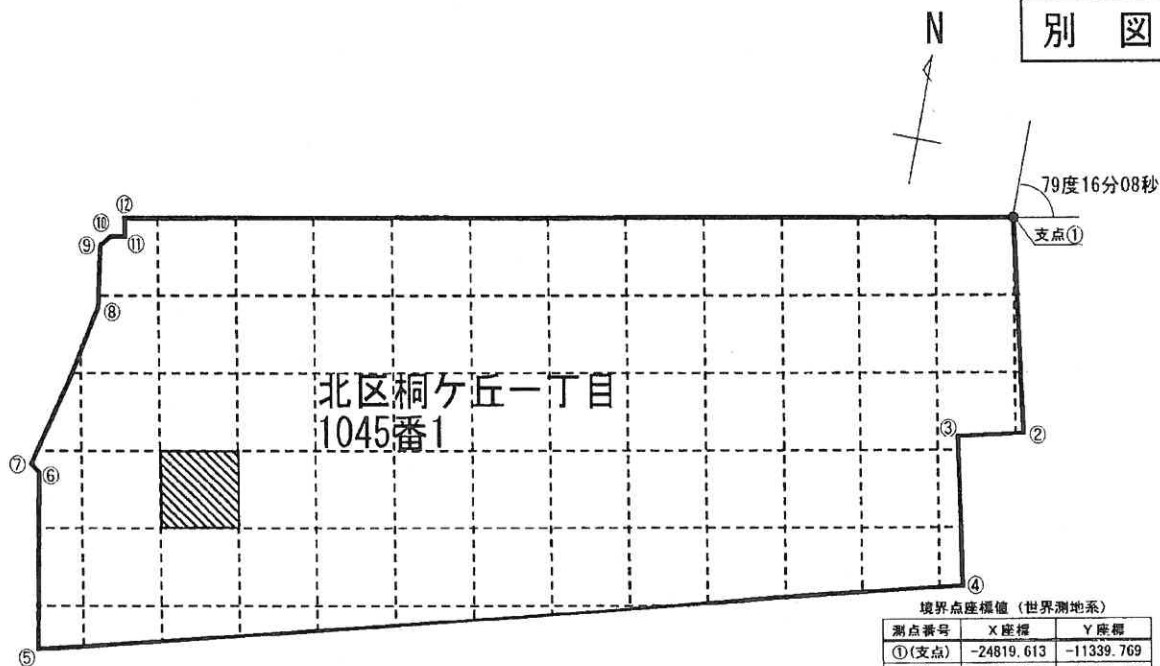
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（北区桐ヶ丘一丁目内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



境界点座標値（世界測地系）

測点番号	X座標	Y座標
①(支点)	-24819.613	-11339.769
②	-24846.845	-11333.473
③	-24848.650	-11341.771
④	-24867.703	-11337.658
⑤	-24897.513	-11453.007
⑥	-24875.031	-11457.139
⑦	-24874.120	-11458.139
⑧	-24852.980	-11453.234
⑨	-24844.849	-11454.336
⑩	-24843.450	-11453.207
⑪	-24843.132	-11451.506
⑫	-24840.769	-11451.853

【凡 例】

- 要措置区域
- 単位区画
- 敷地境界

【支点】

支点の位置は、
X=-24819.613
Y=-11339.769
とする。
※支点座標は、世界測地系
(東日本大震災前の世界測地系)
座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（79度16分08秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。